



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
代々木1丁目ビル 14階
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》 電子帳簿保存法

はじめに

平成28年10月以降、電子帳簿保存法の保存要件の一部に変更がありますのでご紹介します。

1. これまでの電子帳簿保存法

会計に係る各種会計関連資料をスキャナデータで保存することができる電子帳簿保存法は平成17年4月から施行されていますが、この時には電子機器によって作成された書面のみが保存要件として認められていました。また、すべての書面に電子証明書の添付が義務付けられ保存が容認されるのに非常に時間がかかることから、運用率が伸びませんでした。

平成27年9月の改正により、契約書の保存要件（3万円以下）のうち金額要件を廃止、すべての契約書について電子帳簿による保存が可能になり、またタイムスタンプ機能によるタイムスタンプの付与によってひとつひとつの書面に電子証明書の付与が不要となり、取引先から受け取った書面についてもタイムスタンプの付与によりスキャナでの電子保存が可能になりました。

2. 平成28年9月改正の電子帳簿保存法

これまで契約書や領収書のうち、サイズがA4以下の書面についてはデータ内に「大きさに関する情報」を残すことが要件とされてきましたが、平成28年9月の改正によりこれを廃止。これにより書面のサイズ情報を正確に残すことができなかつたためできなかったスマートフォンを用いたレシート類の電子帳簿保存が可能になります。

国税関係帳簿書類の保存方法の可否

		紙保存		電子データ・COM保存 (一貫して電子作成)		スキャナ保存 (紙→スキャナ)	
帳簿		○	原則 所法148・法法126等	◎	特例 電帳法4①(承認制) 真実性・可視性の要件 訂正削除履歴等	×	-
書類	受領	○	原則 所法148・法法126等		-	◎	特例 電帳法4③(承認制) 真実性・可視性の要件 タイムスタンプ等
	発行 (控)	○	原則 所法148・法法126等	◎	特例 電帳法4②(承認制) 可視性の要件 検索機能等	◎	特例 電帳法4③(承認制) 真実性・可視性の要件 タイムスタンプ等

○：所得税法、法人税法等で保存が義務付けられているもの

◎：電子帳簿保存法での保存が可能なもの

×：保存が認められないもの

参照：国税庁HP <https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/dennshichobo/jirei/ans3/01.htm#a1>

注：COMとは電子計算機出力のマイクロフィルムをいいます。

おわりに

保存方法の緩和により、ますますスキャナ等による保存がしやすくなりました。しかしながら、タイムスタンプの付与については、特定のソフトを用いたものしか認められていないなど、まだ少々ハードルが高い部分も残されているようです。

(担当：岩崎)

TEL.03 (5350) 7435 otoiawase@koyano-cpa.gr.jp

<http://www.koyano-cpa.gr.jp/> ©KOYANO C. P. A OFFICE 無断転載・引用禁止